

健全化判断比率と資金不足比率 すべての判断指標で財政の健全性を確保

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

平成29年度健全化判断比率の状況 (単位：%)

| | 平成29年度 算定値 | 早期健全化 基準 | 財政再生 基準 |
|-----------|---------------|-------------|------------|
| ①実質赤字比率 | - | 12.13 | 20.00 |
| ②連結実質赤字比率 | - | 17.13 | 30.00 |
| ③実質公債費比率 | 4.1 | 25.0 | 35.0 |
| ④将来負担比率 | 15.9 | 350.0 | - |

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「-」と表示

平成29年度決算に基づく健全化判断比率は、早期健全化基準、財政再生基準を下回っており、財政健全化計画及び財政再生計画を策定する必要はありません。また、公営企業会計においても資金不足は発生しておらず、経営健全化計画の策定は必要ありません（比率算定の基礎となる関係書類は、市ホームページをご覧ください）。今後も行財政改革を推進し将来負担等の適正化に努め、財政の健全性を維持していきます。

問い合わせ／財政課（内線2233）

平成29年度資金不足比率の状況 (単位：%)

| 会計名 | 平成29年度 算定値 | 経営健全化 基準 |
|--------------|---------------|-------------|
| 水道事業会計 | - | 20.0 |
| 下水道事業会計 | - | |
| 農業集落排水事業特別会計 | - | |

※資金不足額がない場合は「-」と表示

公営企業ごとに算定した資金の不足額の事業規模に対する比率です。この比率は、経営の健全性を示す指標で、その判断基準として「経営健全化基準」が設けられています。

問い合わせ／水道事業会計＝水道課経理担当（内線3142）、下水道事業会計及び農業集落排水事業特別会計＝下水道課経理担当（内線3232）

【意見募集】次の計画(案)について意見を募集します

「第3次鴻巣市地域福祉計画(案) 並びに鴻巣市社会福祉協議会 地域福祉活動計画(案)」

福祉分野の部門別計画を横断的に捉え、地域福祉を推進していくためのものです（期間＝平成31年度から5年間）。

募集期間／10月15日(月)～11月15日(木)

閲覧場所／福祉課、本庁舎・両支所市政情報コーナー、市ホームページ、総合福祉センター

提出方法・問い合わせ／閲覧場所に備えの意見書（市ホームページにもあります）に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・メールで福祉課社会福祉担当（〒365-8601中央1-1・FAX541-1328・メールfukushi@city.kounosu.saitama.jp・内線2612）

「鴻巣市下水道事業経営戦略(案)」

将来にわたって安定的に下水道サービスを持続することを目的とした事項を示すものです（期間＝平成31年度から10年間）。

募集期間／10月22日(月)～11月22日(木)

閲覧場所／下水道課、本庁舎・両支所市政情報コーナー、市ホームページ

提出方法・問い合わせ／閲覧場所に備えの意見書（市ホームページにもあります）に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・メールで下水道課経理担当（〒365-8601中央1-1・FAX577-8464・メールgesuido@city.kounosu.saitama.jp・内線3234）

【共通事項】

対象／次のいずれかに該当する方 ○市内在住・在勤・在学 ○市内に事務所・事業所を有する
○その他利害関係を有する

意見に対する回答／個別の回答は行いません。結果を市のホームページ等でお知らせします

その他／個人情報、本件以外の目的には使用しません

